

第147号 R4(2022) 10.6	<h1>不法投棄情報ながの</h1>	発行:長野県環境部 資源循環推進課
TEL 026-235-7203 FAX 026-235-7259 メール junkan@pref.nagano.lg.jp		

令和3年に長野県内において検挙された主な不法投棄等の事案は、下記のとおりです。
不法投棄等の行為者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

1 一般廃棄物

(1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
3月	2名	塗装業者らによる一般廃棄物（段ボール等）の不法投棄事件	罰金 15 万円 罰金 15 万円
9月	1名	無職者による一般廃棄物（棚等）の不法投棄事件	罰金 50 万円
11月	1名	無職者による一般廃棄物（鍋等）の不法投棄事件	罰金 30 万円

(2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	2名	会社員らによる一般廃棄物（木くず）の不法焼却事件	罰金 50 万円 1名は起訴猶予
5月	1名	アルバイト従業員による一般廃棄物（たんす）の不法焼却事件	罰金 30 万円
9月	1名	農業者による一般廃棄物（布団等）の不法焼却事件	罰金 40 万円

2 産業廃棄物

野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
1月	1法人 1名	建設業者による産業廃棄物（木くず等）の不法焼却事件	法人罰金 50 万円 個人罰金 30 万円
5月	1名	建設業者による産業廃棄物（木くず）の不法焼却事件	罰金 40 万円
7月	1名	アルバイト従業員による産業廃棄物（防草シート）の不法焼却事件	罰金 20 万円

■ 不法投棄等の罰則

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金又はこの併科
法人 3億円以下の罰金